

## 災害に関連する消費者被害に注意してください！

- ・台風で屋根が壊れたため、見積りだけのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を掲示された。
- ・雨漏りしているため、修理をお願いしたが、修理前よりもひどくなった。
- ・保険請求手続きの代行と住宅修理の契約をしたが、高額だったので後日解約したいと思い連絡したところ、契約金額の30%にあたる解約金を請求された。

### 【アドバイス】

- ✓訪問勧誘や電話勧誘で契約した場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- ✓住宅の修理などの工事をする際は、業者の説明をよく聞き、工事の内容や補填範囲をよく確認しましょう。また、ほかの複数の業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりして慎重に検討し判断しましょう。
- ✓業者の勧誘を受けて不安や疑問を感じたり、消費者トラブルにあたりしの際は消費生活センターまでご相談ください。



### 弁護士・社会福祉士による「借金の悩み夜間相談会」

借金の返済やそれに伴う生活困窮などで困っている人のため、法律と福祉の専門家による相談会を開催します。昼間仕事でご都合がつかない方などは、この機会にご相談ください。

日時：10/28(水) 18:00 - 20:30

場所：旭市消費生活センター

費用：無料

相談方法：面談(1 枠 50 分)

お申し込み・お問合せ先：旭市消費生活センター(Tel. 0479-63-7272)



### 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019